

幌延町商業振興店舗近代化促進条例

幌延町内で小売業等を営む方が、買物客の利便性や景観の向上のため店舗を新築、または増改築しようとする時に、1000万円限度にその費用の半額を補助します。

小売業等とは

小売業・飲食業・洗濯業・理容業・美容業・写真業・旅館業・簡易宿所業・一般乗用旅客自動車運送業

補助の対象は

店舗・店舗に付帯する必要な設備、保管庫、作業場、事務所・営業用のトイレ、玄関、廊下などです。

補助を受けるには

- 小売業等を営む個人または法人の代表者が幌延町に住所を有し、幌延町商工会の会員として一年以上の期間を有すること
- 近代化に要する費用が200万円以上であること
- 近代化工事の請負者が、幌延町内に主たる事務所を有する建設業者であること
- 公租公課（税金や公共料金）の滞納がないこと
などの条件があります。

補助の申請は、商工会を通して事業計画書を提出していただきます。

※詳しくは、振興課商工観光係または

幌延町商工会（☎5-11428）にお問い合わせください。

店舗近代化

今年も

応援します

なお、定住促進持家住宅建設奨励条例、商業店舗近代化促進条例ともに、平成20年3月31日失効となっています。

幌延町定住促進

持家住宅建設奨励条例

幌延町では、町に定住する方を増やし、住環境の充実、地域経済の発展をはかることを目的に、持家住宅の建設を奨励します。

皆さんがマイホームを建てる場合、いくつかの条件がありますが、100万円の補助金を交付いたします。

補助を受けるには

- 幌延町に家を新築し、永住できる方
- 町内に住宅の新築ができる土地を所有、または借地の権利を有すること
- 新築する住宅の床面積が65平方メートル以上であること
- 工事の請負者が幌延町内に主たる事務所を有する建設業者であること
- 公租公課（税金や公共料金）の滞納がないこと
などの条件があります。

補助金の申請は、工事着手の1ヵ月前までに、所定の事業計画書を町に提出していただき、承認を受けていただきます。

※詳しくは、振興課企画広報係にお問い合わせください。

